

平成26年 3月10日
東日本高速道路株式会社

常磐自動車道 南相馬IC～相馬IC間における無料措置の継続について

平成26年3月31日(月)24時までとしている常磐自動車道の南相馬IC～相馬IC間(延長 14.4 km)の無料措置については、以下のとおり継続します。

1. 対象車両 : 全車両
2. 継続期間 : 常磐自動車道 相馬ICから山元ICまでの区間の供用まで

位置図



凡 例	
高速自動車国道	
—	営業中路線
.....	建設中路線
一般有料道路	
—	営業中路線
.....	建設中路線

